

寺院由緒の史書的利用

——『土浦城記』の成立背景とその後の流布をめぐつて——

西口 正隆

はじめに

本稿は、土浦地域に複数現存する『土浦城記』を取り

上げ、本書が成立した意義や、継承される中で起きた変化についての意義を探ることを目的とする。

『土浦城記』は、土浦城下にある真言宗豊山派瀧泉寺⁽¹⁾の住持、祐鏡^(ゆきょう)（生没年不詳）が記したとされる土浦城の伝記的書物である。近世初期から前期の史料が極めて少ない時期において、土浦城や城下の来歴を物語る貴重な史料とされる。主に近世期において複数の写本が作成された。このうち原本に近いと考えられるものは二巻一冊で、分量は上巻が一四丁、下巻が一四丁である⁽²⁾。この

『土浦城記』は、これまでにも市史編纂などで注目されてきた⁽³⁾。しかし、記述内容には誤認と思われる箇所もあることから信憑性が低く、厳密なテキスト分析を行わない利用を問題視する指摘もなされている⁽⁴⁾。

このような限界を持つとされる『土浦城記』を、歴史学研究の俎上に載せたのが、岩崎宏之⁽⁵⁾である。岩崎氏は土浦城記の基礎分析を進めた上で、当時残存していた諸本の分析を行い、内容の異同を基に四系統に分類した。この分類については【表1】中「岩崎分析」にまとめた。また氏は、土浦城記の執筆意図についても分析を行い、瀧泉寺が城中から現在の地に移転した経緯と、城の祈禱寺であつた実績を明らかにすることにあつたこと、「名君」松平信興との親密な関係を強調すること、信興後の領主

土屋氏に歴代領主の庇護を訴えることについたと指摘した。この成果は、当時確認されていた『土浦城記』諸本のテキスト分析を行い、その類型と史料的性質を提示した点で重要である。

一方、ここではテキスト分析に力点が置かれたため、なぜこの本が書き写されたのかという点については言及されなかつた。岩崎氏の成果以降、『土浦城記』に関する成果は出されていない。氏の成果を継承しつつ、『土浦城記』の歴史的意義を見出すためには、今一度本書の性格と伝来について分析を深める必要があろう。

この課題を考える上で重要なことは、何故これほど複数の写本が作成されたのか、という視点である。この点について本稿では、寺院の由緒を語る縁起として成立した『土浦城記』が、城の歴史を知る地誌⁽⁶⁾・歴史書⁽⁷⁾として認識・転用がなされたためである、という可能性を指摘する。その上で、『土浦城記』成立時に意図されていた事象（寺の由緒・城主の顕彰）が、継承されず削除された事例についても紹介・意義付けを行う。

ここで『土浦城記』の歴史的意義を深めるために、研究上の位置付けを試みる。参照するのは、歴史認識・顕彰

に關する成果である。これは一九八〇年代以降の由緒論⁽⁸⁾に対する関心から派生したものである。由緒論では、諸役免除⁽⁹⁾・身分特權の志向⁽¹⁰⁾・歴史認識・先祖顕彰⁽¹¹⁾、地域アイデンティティの創出⁽¹²⁾などが議論されてきた。

このうち、本稿と絡む歴史認識・先祖顕彰については、次のようにまとめられよう。一八世紀中後期から一九世紀初頭にかけて、藩主などの祖先に関する書物や伝記などが流布し、その中で考証、書物編纂が行われた。その影響により、祖先の顕彰や神格化が行われたと理解されてきた⁽¹³⁾。また書物をとおして明君像が受容されていったことなどが明らかにされてきた⁽¹⁴⁾。書籍が読み継がれながら、それらが忠義や自他・自家の戒めとした教訓書として受容される、教化的側面も注目してきた⁽¹⁵⁾。概して、これまでの成果では、書物をとおした顕彰や教化、意識変革に関する視点が取り上げられる傾向があつたといえよう。

筆者は、上記のような成果を踏まえつつ、次の点に注目する。すなわち書物流布の中で、執筆意図と異なる受容の様相や、忘れ去られる記述が存在することにも目を向ける必要があると考えている。

そこで、まず土浦城の歩みを確認し、『土浦城記』諸

1 土浦城のあゆみ

本の書誌分析を行う。その上で諸本の分析から得られた成果をもとに、諸本の性格的変容について分析を行う。なお本書の分析にあたっては、差別的意味を持つ言葉もあるが、歴史的表現を歪曲なく提示するという考えに立脚し、史料用語としてそのまま引用した。



図1 明治4年「常陸国新治郡土浦異城郭之図」(土浦市立博物館)第41回特別展 土浦城
—時代を超えた維承の跡跡—より転載 筆者加工

まず土浦城の概要を確認しておきたい。土浦城の成立時期は、残念ながら定かではない。同時代史料に「土浦城」の文言が確認できないためである。

現在確認できる土浦最古の領主は、永享七年（一四三五）八月九日の「常陸國富有人注文」⁽¹⁶⁾に登城する若泉三郎⁽¹⁷⁾と考えられている。その後、永正二三年（一五一六）には、若泉五郎右衛門が治める土浦を、小田政治家臣菅谷勝貞が奪うという記述が、いくつかの文献で確認できる⁽¹⁸⁾。以後、菅谷勝貞→政貞→範政が治め、天正一八年（一五九〇）の小田原北条氏征討まで菅谷氏が居城とした。

菅谷氏以降、結城秀康→松平（藤井）氏→西尾氏→朽木氏→土屋氏→松平（大河内）氏と続き、貞享四年（一六八七）に再び土屋氏が入城する。以後、土屋氏は明治四年の廢藩置県まで土浦藩主を務め、土浦城を居城とした。なお歴代城主については、「表2」「土浦城歴代城主一覧」も参照いただきたい。

【表2】の歴代城主は、城の修復と拡張を行い、城を維持してきた。また廢藩置県を迎えると、土浦城は、土

浦県庁や新治県庁、その後新治郡役所や土浦区裁判所などに転用された⁽¹⁹⁾。

城の構造についても触れておきたい。城は【図1】のように、本丸を取り囲むように二の丸、三の丸が置かれる。本丸には館が築かれていたが、敷地が狭いため室内空間も狭かつた。この問題を解決すべく、近世中期には本丸脇に外丸が置かれた。

また土浦城は、城の縄張の中を水戸街道が通るという珍しい構造である。このほか、松平信興が城主を務めた貞享三（一六八六）年には、北門に新たな丸馬出が設けられた。これはS字クランクのような二重構造をしており、他に類例がない。松平信興時代の天和三年（一六八三）には、甲斐武田氏の家臣山本菅助の末裔、四代目山本菅助晴方が土浦城普請惣奉行に任じられている⁽²⁰⁾。この晴方の指揮により、城内外の土壘や馬出などが整備された。

以上、土浦城の概要を確認した。これらの点を踏まえつつ、『土浦城記』の内容分析を行いたい。

2 『土浦城記』の諸本とその特徴

まず『土浦城記』の概要を確認する。先述のとおり、作者は瀧泉寺住職の祐鏡である。残念ながら原本は現存しないが、複数の写本が作成された。祐鏡自身が執筆したのは、土浦城の登場から天和二年（一六八二）までの内容をまとめたもの、天和二年から貞享四年（一六八七）までをまとめたものの二冊である。前者は巻末に「貞享元甲子曆孟穂至日釈祐鏡書之」とあることから、貞享元年の成立である。一方、後者は年紀がなく成立年代は不明であるため、ひとまず貞享四年以降としておきたい。

次に形態を確認しておこう。写本の多くは堅冊で作成されているが、状形式のものも存在する。板本は存在せず、墨筆のみである。記述内容は、土浦城の成立に関する考察と、その後の歴史が大半を占める。その中に瀧泉寺の事績などを織り交ぜるという構成である。

それでは、現存する写本にはどのような特徴があるのだろうか。写本の書誌情報は【表1】にまとめた（90頁）。これらは主に三系統に分けられる。

(1) 『土浦城記』原本に近い写本

これは【表1】のうち、屋代弘賢本（国会図書館本）・辻家本・前沢本・岡田本・丸山本・大久保B本の六冊が該当する。これらの写本は二巻一冊から成る。上巻の記述は土浦城の登場からはじまり、菅谷氏及び主君小田氏と、対立する他の常陸武士の間で起こる城の攻防、天正一八年（一五九〇）以降の城及び城主の変遷が叙述されている。その中に、瀧泉寺が城主から城内の品を下賜された記述や、歴代城主の祈祷寺となつていたことなどを織り交ぜている。

なお、叙述は「（天和）二年《壬戌》（土屋政直：筆者補註）賜駿州田中城移之在成都四年也」の項目の後に、祐鏡の跋文が入つて終わる。すなわち土屋政直が駿河国田中城へ転封となるまでを叙述している。

この上巻が成立した貞享元年年は、松平信興が土浦藩主として領地を支配していた時期である。したがつて、「土浦城記 乾」の成立要因の一つは、城の来歴に瀧泉寺の記述を織り交ぜることで、信興入城以前の瀧泉寺の由緒を記録する、そのことを家中に知らしめることにあつた

と考えられる。

続く下巻は天和二年から貞享四年までの記述がなされている。ここには祐鏡の序文が記されているが、跋文はない。序文は城主松平信興の業績が風化することを憂いたものである。内容は上巻同様、土浦城の改修の様子が記されている。これに加えて、序文に記されたとおり、信興の業績が数話収録されている。このほかに瀧泉寺が城内で祈祷を行つたことなど、同寺にまつわる事項が記されている。そしてこの下巻は次の記述で終わる。「同（貞享四年十）月廿三日再賜土浦於土屋氏政直公為老中、十一月十日城有引渡、信興公在土浦凡六年」。貞享四年は、天和二年に駿河国田中城へと移った土屋政直が再び転封となり、土浦城主（兼老中職）となる。一方、松平信興は上野国高崎藩へ転封となり、約六年間に及んだ土浦在城が終わりを迎えた。重要なことは、下巻の記述が、松平信興支配が終わるタイミングで終わることである。このことから、下巻は、松平信興時代までの瀧泉寺及び松平信興の功績を記録するために成立した可能性がある。

なお、祐鏡の序跋は屋代本・辻本（序のみ）・前沢本には写されているが、岡田本・丸山本・大久保B本は省略

形態	丁数	印記	備考	岩崎確認	岩崎分類	筆者分類
豎・写	天13丁 地13丁	—	「輪地(池)叢書三」収録。	○	B	I
豎・写	17丁	—	朱書きあり 岩崎宏之氏は国会図書館本・前沢家旧蔵本と同系統であると指摘。	○	B	I
豎・写	21丁	—	表見返しに後筆(土浦城は太平記にいう天慶元年の将門の乱には存在したとする見解)。	○	B	I
豎・写	12丁	—	上部欄外に注記あり。	—		I
豎・写	13丁	—	上部欄外に注記あり。	○	C	I
豎・写	12丁	—		○	C	I
豎・写	7丁	—	「鈴木君」に進呈したもの。	○	A	II
状・写	—	—	岩崎宏之氏は大久保家A本と同一系統と分析。	○	A	II
豎・写	9丁	墨僊 印		○	A	II
豎・写	5丁		「土浦城記」は土浦中城町の中條勝雄氏所蔵、「土浦及…」は真鍋町木田余の山本収郎氏所蔵のものを書写。 岩崎宏之氏は、「土浦城記」の部分(中條勝雄氏本写)は、本間家本の写しであると分析。	○	A	II
豎・写	4丁		岩崎宏之氏が本書を本間家本か旧土浦図書館本の写しであると分析。	○	A	II
豎・写	8丁	小林 氏圖 書印	塙凌雲氏所蔵本の謄写。 「土浦城主代々」と「新編常陸国誌」土浦の項を合わせて謄写・合本。 上部欄外に注記あり。	—		II
豎・写	10丁		修史局による色川家所蔵本の写し(明治20年4月謄写了)。 上部欄外に注記あり。	○	D	III
豎・写	11丁		東大史料編纂所色川本謄写版の原本力 岩崎氏は中川家本とほぼ同一内容と分析。	○	D	III
豎・写	10丁			○	D	III
豎・写	9丁	五十 嵐 藏 書印	「久留利円光寺・浅草海禅寺由緒」との合本。	○	D	III
状・写	—	—		—		III
豎・写	7丁	—	土浦藩土屋氏の来歴書を合わせて書写・合本。	—		III
豎・写	8丁	—		—		III

表1 「土浦城記」の書誌分析一覧

番号	所蔵者	旧蔵者	旧蔵者の特徴	外題	内題	書写年代	書写者	記述最終年代
1	国立国会図書館	屋代弘賢	国学者	輪地叢書 三	土浦城記 天・地	宝暦8年～天保 12年	屋代弘賢	貞享4年
2	辻家	辻家	土浦藩士	—	土浦城記 乾	—	—	天和2年
3	前沢家	前沢家	城下瓦師	—	土浦城記	—	前澤道藤	貞享4年
4	岡田家	岡田家	大志戸村 (土浦藩領) 名主	土浦城伝來	土浦城傳來	安政4年10月11日	岡田瀧水	貞享4年
5	丸山家	松井勝次郎	土浦藩士	土浦城傳記	土浦城傳來	嘉永6年8月中旬	松井勝次郎	貞享4年
6	国文学研究資料館	大久保家B	土浦藩士	土浦城之記	—	—	—	貞享4年
7	国文学研究資料館	大久保家A	土浦藩士	土浦城之記	土浦城記	文政2年4月2日	大久保黙之助	貞享4年
8	関家	関家	土浦藩士	—	—	—	—	貞享4年
9	本間家	沼尻墨僊	城下寺子屋 経営	土浦城略記	土浦城記	—	沼尻墨僊	貞享4年
10	旧土浦図書館	旧土浦図書館	図書館職員	土浦城記 土浦及其附近ノ戰蹟ト 城址	土浦城記	大正15年3月	松山亨(旧土浦 図書館館員)	貞享4年
11	土浦市立博物館	寺島家	郷土史家	土浦城記 土浦及其附近の戦跡 と城跡	土浦城記	(昭和)	寺島文一郎	貞享4年
12	小林家	小林家	土浦藩士	土浦城記	土浦城記	明治31年12月1日	兼山	貞享4年
13	東京大学史料編纂所	色川三郎兵衛	国学者	土浦城記	土浦城記	弘化2年4月	(花押)	元文元年
14	東京大学史料編纂所	—	国学者	土浦城記	土浦城記	明治2年4月膳写	—	元文元年
15	中川家	中川家	不詳	土浦城記	土浦城記	—	—	元文元年
16	国文学研究資料館	五十嵐家	藩校郁文館 教授	—	土浦城記	—	五十嵐愛山?	元文元年
17	飯塚家A	飯塚家	小田村 (土浦藩領) 名主	土浦城記	—	—	—	貞享4年
18	飯塚家B	飯塚家	小田村 (土浦藩領) 名主	土屋氏本性并土浦御 城由来記	—	明和5年以降	小田村飯塚主	元文元年
19	飯塚家C	飯塚家	小田村 (土浦藩領) 名主	土浦城記 写	土浦城記	宝暦7年8月	飯塚和久	元文元年

表中の「筆者分類」は、本稿中第2章における分類結果を反映させている。
なお1・6・7・13・14・16以外は、土浦市立博物館にて所蔵・寄託となっている。

されている。ただし後述（【表4】）のように、記述内容はほぼ共通している。したがって、これら六冊は同系統の写本と考えられる。

（3）『土浦城記』追記本

（2）『土浦城記』の略記本

【表1】の写本一九冊のうち六冊が該当する。内容は土浦城のはじまりから貞享四年までの記述であり、Iと共通している。ただしIとの大きな差異は次の二点である。第一に祐鏡の序跋が省略されている点である。本来であれば上巻に跋、下巻に序が記されているが、IIではこれらは記されず、本文のみを写している。第二にIの内容を部分的に省略して写している点である。もつとも、略された箇所は諸本によつて多少の差異はある。しかし、城主松平信興の逸話と、瀧泉寺の由緒にまつわる記述は共通して省略されている。それゆえ、Iのうち省略された部分は下巻の内容が特に多い。

そのためIIはIが成立した後、内容を取捨選択して作成されたと考えられる。

【表1】のうち、五冊がこれに該当する。内容は、享保一九年（一七三四）の土浦藩主土屋家三代陳直死去、同年の四代篤直家督相続、元文元年（一七三六）の大手門・太鼓櫓（櫓門）の修復までを叙述している。貞享四年までの内容はIIの内容を参照しているため、祐鏡の序跋はなく、信興の逸話や瀧泉寺の由緒もほぼ省略されている。すなわち、貞享四年までの叙述のうち、城の来歴を中心で書き写している。貞享四年以降については、城の来歴と城主土屋家の事項が中心である。一方、この時期の瀧泉寺について特筆すべき記述はみられない。

以上、『土浦城記』諸本の特徴を分析してきた。まず『土浦城記』諸本の成立順は、I→II→IIIと考えられる。Iは二巻一冊であり、祐鏡の序跋が記されている。また、Iの叙述を確認すると、松平信興が土浦城主となる天和二年（貞享四年）が、分冊の境目となつていた。IIはIを写したものであるが、Iに記されていた祐鏡の序跋や松平信興の逸話、瀧泉寺に関する事項が省略されている。IIIは、貞享四年以降の内容が書き継がれている。ただし

ここには、瀧泉寺の由緒にまつわる記述はほとんど記されていない。これは、貞享四年以降の記述が、祐鏡によるものではなかつたことに依ると考えられる。合わせて、IIIでは貞享四年以前の松平信興に関する事項が削除された。この点については、『土浦城記』の成立や祐鏡の執筆意図とも密接に関わるため、後述したい。

3 『土浦城記』における瀧泉寺由緒

前述のように、『土浦城記』は瀧泉寺住持の祐鏡が記したとされている。したがつて、『土浦城記』の成立を考えるためには、瀧泉寺に関する記述に着目することが有効である。そこで、まずは『土浦城記』における瀧泉寺の記述を確認していきたい。

瀧泉寺に関する記述は【表3】にまとめた。これによれば、瀧泉寺に関する記述は、慶長八年（一六〇三）から元禄八年（一六九五）までの記述に表われていた。その内容を大別すると、**ア**移転と焼失・再建、**イ**拝領、**ウ**祈祷料の受領に分けられる。ここでは、特に**イ**・**ウ**に注目する。

□ 拝領

拝領に該当するのは、表中の一・四・五・六・七・一二・一四・一六・一八である。拝領品は、書院床や神木などであつた。

まず、慶長八年（一六〇三）に、西尾忠永から本丸館書院の間の書院床・床縁木を与えられ、瀧泉寺の粧床になつたと記されている。また、元和年間には城の西側土塀上に存在した八幡社の社が瀧泉寺に与えられ、寺の社になつたという記述も確認できる。また同時期には神木大榎の枯れ枝も与えられた。

すなわち、以上の内容では、歴代の城主によって瀧泉寺に与えられたものが、寺に安置されると主張している。つまり、城主からの拝領品に関する記述は、城主との関係性を象徴する事項として取り上げたと考えられる。⁽²¹⁾

□ 祈祷料の受領

元和五年（一六一九）、城主西尾忠永は、勝軍木郭にあつた瀧泉寺を城東の鷹匠町に移して祈願所とした。⁽²²⁾このことは『土浦城記』にも記されている。

茲正五九月登于城堂修行不動明王法両日廿一箇座而、

表2 土浦城歴代城主一覧

名前	受領名 官職名	通称	在任期間	石高	備考
菅谷勝貞	摶津守				小田政治家臣 永正13年(1516)頃入城。
菅谷政貞	左衛門大夫 摶津守				小田氏治家臣
菅谷範政	左衛門大夫				小田氏治家臣 天正18年(1590)明け渡し。
本多左門	左門		慶長4年(1559) ~慶長5年	1,260	結城秀康家臣。土浦城代。名不明。
多賀谷村広	權大夫 刑部		慶長5年(1600)以降 ~慶長6年2月	2,050	結城秀康家臣。土浦城代。
(藤井)松平信一	伊豆守	勘四郎	慶長6年(1601)2月 ~慶長9年	35,000	
(藤井)松平信吉	安房守 伊豆守	勘四郎	慶長9年(1604) ~元和3年(1617)7月20日	40,000	上野国高崎藩へ転封。
西尾忠永	丹後守	主水正	元和4年(1618)8月 ~元和6年1月14日	20,000	上野国白井藩より転封。
西尾忠照	丹後守	右京	元和6年(1620) ~慶安2年(1649)2月11日	20,000	駿河国田中藩へ転封。
朽木種綱	民部少輔	弥五郎	慶安2年(1649) ~万治3年(1660)12月13日	30,000	下野国鹿沼藩より転封。
朽木種昌	伊予守	弥五郎 縫殿助	寛文元年(1661)2月6日 ~寛文9年(1669)6月8日	27,000	3000石分は弟則綱へ分与。
土屋数直	但馬守	辰之助 采女	寛文9年(1669)6月25日 ~延宝7年(1679)4月2日	45,000	
土屋政直	相模守	左門	延宝7年(1679)5月10日 ~天和2(1682)年2月12日	45,000	
(大河内)松平信興	因幡守	采女	天和2年(1682)2月19日 ~貞享4(1687)年10月13日	22,000 32,000	貞享4年10月13日1万石加増。
土屋政直	相模守	左門	貞享4年(1687)10月21日 ~享保4年(1719)5月28日	①65,000 ②75,000 ③85,000 ④95,000	①貞享4年10月21日3万3千石加増。 ②元禄7年4月21日1万石加増。 ③正徳元年12月1日1万石加増。 ④享保3年3月3日1万石加増
土屋陳直	但馬守	左門 左京 左京亮	享保4年(1719)5月28日 ~同19年1月16日	95,000	
土屋篤直	能登守	左門	享保19年(1734)3月9日 ~安永5年(1776)5月20日	95,000	
土屋寿直	相模守	辰之助 左門	安永5年(1776)7月16日 ~同6年7月19日	95,000	
土屋泰直	能登守	健次郎	安永6年(1777)9月13日 ~寛政2年(1790)5月3日	95,000	
土屋英直	但馬守	保三郎 主税	寛政2年(1790)5月23日 ~享和3(1803)年8月12日	95,000	
土屋寛直		保三郎 左門	享和3年(1803)10月4日 ~文化8年(1811)10月2日	95,000	
土屋彦直	相模守	治三郎	文化8年(1811)11月23日 ~天保9年(1838)12月7日	95,000	
土屋寅直	采女正	多仁丸 采女	天保9年(1838)12月7日 ~明治元年(1868)5月6日	95,000	
土屋拳直	相模守	余七麿 明邦	明治元年(1868)5月6日 ~明治4年7月14日	95,000	

高柳光寿・岡山泰四・斎木一馬編集顧問『新訂寛政重修諸家譜』(群書類從完成会、1965年)、木村礎・藤野保・村上直編『藩史大事典第2巻関東編』(雄山閣、1989年)。土浦藩執筆者・岩崎宏之)、「結城秀康給帳」(『福井市史』資料編4 近世二、1988年)、「諸士先祖之記」(『福井市史』資料編4)を参照した。

表3 「土浦城記」における瀧泉寺の記述

番号	年月日	記述内容	出典	事項	分類	城主	備考
1	慶長8年	(慶長8年)是時二之丸中之門黒門「今之仕切之門二之丸門は也」並土浦町南西北三門始建之、蓋此説就。秀忠公從日光還御給入御干、(朱書「〇」)此城依之構之也、御殿者在今(朱書「〇」往、此節土浦町等覚寺地内自放御廳合於宮殿被改御裝束此城へ入御)之西櫓と書院之間之「此殿当西尾氏忠永公時墨之而納置之、其畫院床並床縁木等者腰之、瀧泉寺今之寢床是也、而後於朽木氏権綱公時焼於其覆屋而其炭灰於流于東湖也」	辻本	書院床・床縁木等拝領	イ	西尾忠永	
2	元和5年	(元和)五年己未移瀧泉寺於城東方	辻本	移転	ア	西尾忠永	
3	元和5年	蓋自三ノ郭小土路火起而共焼瀧泉寺屋梁大焰熾也、時風烈而城内屢殆乎故、隔堀遠之瀧泉寺本地者今之勝重木郭有土橋之地是也、自此先今多計郭之末有橋而通足駿町・從移瀧泉寺、開通於今路橋而塞旧路也	辻本	焼失 本地	ア	西尾忠永	2に続く記述。
4	元和5年	蓋城西之壁上有八幡之社、其傍有大櫻樹拵乎社謂之神木《此神樹恣斬枝葉妄燒捨之則神必為之祟云々故、其枯枝縛蒿者自元被贈之瀧泉寺》、其社依降櫓而瀧之瀧泉寺、今瀧泉寺之社是由也、茲正五九月登于城堂修行不動明王法尚日廿一箇座而、奉祈天下泰安武門繁榮、是則就祈願寺也《為其修斜八木十二俵受納之》	辻本	城内神木枯枝拵 領 八幡社拵領 修料8俵拝領	イウ	西尾忠永	東西櫓建立に 統く記述。
5	寛文9年9月	同(寛文)九月如例於城堂有修法、修料減于此時惟賜六俵	辻本	修法実施 修料6俵拝領	ウ	土屋政直	
6	延宝7年	同(延宝)七年《己未》賜相模守政直公、某年如例有修法《修料此時增之賜九俵》	辻本	修法実施 修料9俵拝領	ウ	土屋政直	
7	天和3年	(天和3年)三月、領内沙門當乞面礼、則始登于城堂拜之、独礼急前後座席有序而不紊、礼華即賜衆僧於片金三顆或二顆也、各有品而無闕漏矣、五月、於城堂有例年之修法《修料如前賜之》	屋代本	領内僧侶面礼 金賜 修法実施、修料 拝領	ウ	松平信興	
8	天和3年	九月、公雖不令居城、准先例有修法	屋代本	修法実施	ウ	松平信興	8月、信興武江へ発鷲。
9	貞享元年	五月、如例有修法	屋代本	修法実施	ウ	松平信興	
10	貞享元年	同(7月)、從旧加贈賜神龍寺十石、瀧泉寺三俵也	屋代本	加増	イ	松平信興	
11	貞享3年	同三年丙寅正月、於本城有例歲之祈禱	屋代本	祈禱実施	ウ	松平信興	
12	貞享3年	五月、為上御前厄御祈禱仰余修行不動護摩供一七箇日廿一座、伴僧依之新令遣護摩堂於容殿之東南、方二步廊一步。其修行中或城代或用人并先頭一人、馬廻一人勤番于其堂口、其堂下置步卒數人而、預防不虛乎、余、内一七箇日夜禁足而、亦自齋矣、其修料給黃金五両、其修畢亦賜白銀二十両、故為其謝礼馳歩於武江、到于館下公有謝言矣	屋代本	祈禱実施 黄金5両拝領 白銀20両拝領	ウ	松平信興	
13	貞享3年	九月、亦如前修行之、作法修料如前伴	屋代本	修行実施 修料拝領	ウ	松平信興	
14	貞享3年	十二月中旬、亦如前修行之、供料如上伴、修己趣于武江候公之館御札獻之、公乃有對額謝言異常、即賜賜白銀三十両、今歲公從勤役無帰城	屋代本	修行実施 修料拝領 信興より謝言	ウ	松平信興	
15	貞享4年	同四年丁卯、正月九日十日如例年於本城有祈禱	屋代本	祈禱実施	ウ	松平信興	
16	貞享4年	正月依上御厄年自十三日亦初於修法至十九日已修法供料如前年	屋代本	厄年にしき修法 修法供料拝領	ウ	松平信興	
17	貞享4年	同(5月)九日亦上之御祈禱有、凡一七箇日開闢日、公自拳歩、拝道場、當其中日以太刀目錄被參詣、至結願日、亦詣矣、凡修中三詣修料同前歲	屋代本	祈禱 修料拝領	ウ	松平信興	
18	貞享4年	九月亦有上之御祈禱、凡一七箇日、如前修已赴武江、乃有對面賜銀五十両	屋代本	祈禱 修料拝領	ウ	松平信興	
19	貞享4年	同月(9月)廿一日、有例月之祈禱、登城	屋代本	祈禱につき登城	ウ	松平信興	
20	元禄4年	同(元禄)四辛未年二月二十四日追手前紺屋平兵衛ヨリ出火、天神町・本町・七軒町・下東崎、同三軒町・同心町・中町・田町・横町・鉢宿町・篠地・足輕町・真鍋口門・城内巽郭、此内政直家臣早川源右門・鈴木治部左衛門、此向家殘/其外焼失、多計曲輪・勝軍木曲輪・崩手・前川・田町口三門番所共二一軒モ不残、数百軒二時之間焼失、瀧泉寺は時焼	飯塚B本	焼失	ア	土屋政直	
21	元禄8年	同(元禄)八乙亥年瀧泉寺建立政直	飯塚B本	土屋政直再建	ア	土屋政直	

本表は「土浦城記」(辻本)、「土浦城記」(国会図書館屋代本)、「土屋氏本性并土浦御城由来記」(飯塚B本)の記述を基にし、諸本の内容との齟齬の有無を確認して作成した。

奉祈天下泰安武門繁榮、是則就祈願寺也、為其修料
八木十二俵受納之⁽²³⁾

これによれば、瀧泉寺は正月・五月・九月に登城し、不動明王法両日二十一箇座の修行を行い、天下泰安・武門繁榮を祈願することと定められた。そしてその「修料」（祈祷料）として八木（米）一二俵を受納したとある。また、「是則就祈願寺也」とあるとおり、この事項は、瀧泉寺が城の「祈願寺」と認識する契機でもあつた。したがつて、『土浦城記』では、瀧泉寺が城主の祈祷寺として位置付けられ、修料を受納していた由緒を叙述することが、重要な意味を持つていたと考えられる。

これ以降、瀧泉寺が歴代城主の祈祷依頼を受けていたことも、『土浦城記』には記されている。特に「如例有修法」という記述が多く、祈祷が慣例となつていたことを示唆している。【表3】をみると、この修料拝領は、松平信興の時代が特に多い。ただし、これは前述のI本では確認できるものの、それ以外の写本ではほとんど記されていない。

ここまで『土浦城記』の性格を分析してきた。『土浦城記』は、土浦城の歴史書というより、むしろ作者祐鏡、

ないし瀧泉寺の由緒を語る題材として成立した可能性が高い。ここでは、城の来歴に瀧泉寺の由緒を織り込むことで、寺の由緒を主張したものと考えられる。

由緒として盛り込まれた内容は、ア移転と焼失・再建、イ拝領、ウ祈祷料の受領に大別できる。このうち、祈祷の記述は松平信興の時代に多い。ただし、土屋政直によると、寺の再建も取り上げており、土屋氏との関係性を見いだそうとする姿勢も窺える。作成時期や記述内容を鑑みると、領主、特に松平信興や土屋氏に対しても、瀧泉寺の来歴と由緒を示すものであつたと考えられる。岩崎宏之氏は、祐鏡が「地」巻を執筆した理由について、「瀧泉寺が城中から現在の地に移転した経緯と土浦城の祈祷寺であつた実績を明らかにすること」⁽²⁴⁾を挙げている。その上で「『名君』松平信興との親密な関係の強調こそが『土浦城記』のメイン・テーマ」⁽²⁵⁾であり、「松平信興が『名君』であつたとの伝承の形成の上に本書が与えた影響を吟味する必要がある」⁽²⁶⁾と指摘する。氏の述べるとおり、信興との関係性を叙述することに『土浦城記』の本質的な執筆意図があると考えられる。

ただし、信興の明君的性格の伝承形成については疑義

を呈さなければならない。それは I の『土浦城記』に記された信興の逸話や瀧泉寺に関する事項が、II・IIIでは抜け落ちた状態で写されていることに依る。そこで、次章からは、『土浦城記』における松平信興の叙述と瀧泉寺との関係をみていく。そして、I 本以外の写本で、瀧泉寺や松平信興に関する事項が何故書き継がれなかつたのか、という点を考えていきたい。

4 祐鏡が記した松平信興

瀧泉寺の由緒形成に大きく関わる松平信興は、『土浦城記』の中でどのように記述されているのであろうか。その糸口は上下二分冊のうち、下巻の序文にある。

天和二年 信興公牧于此郡、翌年来城、至貞享元年

補築於墨墻、於干茲不可不錄之、故考其往求其來、而為是別卷、夫惟待任乎太主麾下而荷恩、加之世々賜郭内之地令住之、然不知於其行事、只居然而終則何異于其遊民哉、故為是於余日課、或見而書之、或聞而記之、無事則止矣、其前程何幾數年

これによれば、祐鏡は松平信興が行つた城の補築や、彼の業績を記録することを決意した。そして家臣として主君に勤仕し城下に住まうものの、主君の業績を知らない者がいることに疑問を抱き、この書を記すことにしたと述べる。すなわち、信興の業績が忘れられ、後世に残らなくなることを憂いたことが、執筆の原動力であつたと考えられる。

では、『土浦城記』の下巻において、信興はどのような人物として記述されているのか。この点を【表4】で確認したい。この表は、『土浦城記』に表われる松平信興に関する事項をまとめたものである。ここには『土浦城記』の題とは性格を異にする、信興の逸話も掲載されている。これは【表4】のうち、一七・一八・二七・三三などが該当する。

一七では城の築壘の際、酷暑であつたため、医者に暑さを緩和させる薬を煎じさせ、雇い人足の者たちに服用させたことを取り上げている。一八では、信興が藩の監察使から聞いた山本村（現かすみがうら市山本）長兵衛の孝行話を取り上げている。自らも困窮する中で継母を養い続けた長兵衛は、近隣の村々から「孝子」と称され

表4 「土浦城記」における松平信興時代に関する記述の有無

年代	事項	祐鏡による評価	前沢本	岡田本	丸山(松井)本	大久保日本
1 天和2年	松平信興、この郡に入る。※祐鏡序文		○	△ ※1		△ ※1
2 天和2年2月	松平信興土浦城を賜る(禄2万2千石)。		○	○	○	○
3 天和3年2月	信興入騎。騎士歩卒いくばく厳然として列あり。		○	○	○	○
4 天和3年3月	領内の沙門、面孔をぞう、登城して信興に拝謁する。終わると衆僧は片金3頃或いは2頃を贈る。各々品ありて久く事なし。		○	○	○	○
5 天和3年5月	城堂において例年の修法あり。修料前のごとく賜る。		○	○	○	○
6 天和3年5月	土小路の旧名を改める。西町を西郭、代官町・應匠町を多計郭・勝軍木郭と改める。		○	○	○	○
7 天和3年8月	江戸へ発駕。		○	○	○	○
8 天和3年9月	信興城に在なれど先例に准して修法あり。		○	○	○	
9 天和3年12月	城周辺の土塁上にある大木数百本を切り、土浦の農家・商家はこれを賜る。		○	○	○	○
10 天和4年 (貞享元)	かつての城郭の土塁が要害堅固ではないことを憂い追築。正月11日翼郭東南からはじめると(總奉行山本普助)、土塁新たに補築すること90間余。二ノ郭のうち北及び南に新たな土塁を構える(105間)。		○	○	○	○
11 天和4年2月 (貞享元)	江戸より帰城。		○	○	○	○
12 天和4年2月 (貞享元)	簀子橋の襍多を鉢巻橋北面に移し空き地とする。		○	○	○	○
13 貞享元年3月	勝軍木郭西の策園の木を切り平地とし、奴卒に隊行を習わせる。		○	○	○	○
14 貞享元年3月	西郭土小路南方の小竹藪を切り開き、新たな土塁を外記門まで築く。		○	○	○	○
15 貞享元年4月	孟秋にかけて乾方の竹藪を開き新たに土塁を構え、乾郭とする。郭に二口あり、東を甲口、巳の方を不破之口とする。郭内は二ノ郭武器庫より移ったため、兵庫口とする。		○	○	○	○
16 貞享元年5月	例のごとく修法あり。		○	○	○	○
17 貞享元年5月	疊上の神木に囲いの柵を設ける。築星の時は農間を窶い妻に「百姓を勞りない、あかじめ百姓に米穀を与え、負荷の間この扶持を取らせる。農人勤耕の時期は賛夫を雇い、これを使って星を築く。酷暑あれば医師に命じて清暑温中の暑を調合させ、日々夫人に服用させる。あらかじめ暑熱を防がせる。」		○	○	○	○
18 貞享元年	帰城の日から參府までの間にいて、監察使に不常の事を聞く。ある時山本木長兵衛、兄が家業を継ぐ、母の死後継母(80歳)あり。長兵衛進退窮り田畠を兄に賣られ。長兵衛恒産無し他の土地を耕し僅かに命養う。時に父死て兄妹老母を追遙せんとしため長兵衛が介抱する。長兵衛は三子あり、母を養うため、長男は奴卒に、次男は商家に遣わす。妻病死のため自ら藜藿を食べて老母を養う。近里にこれを孝とす。監察使これを聞かず賛賞すべきことを信興に進言する。信興は役人を遣わせ老母に一生涯の扶持、夏冬衣服を与え、長兵衛に黄金五斗を賜らせ、兄に賀田を返させて了。	「隣里遠村を擧げて信興を慈君と称し奉る、まことに有徳の君子に非らずんば、それ孰をこれを能くせんや、故にこれを録して以て耳底に留めん」	○	○	○	○
19 貞享元年7月	外記門を改め計奇の字となす。		○	○	○	○
20 貞享元年7月	神龍寺に10石、瀧泉寺に3俵を加増。		○	○	○	○
21 貞享元年7月下旬	江戸へ発駕。		○	○	○	○
22 貞享元年12月	兵庫口門・不破之口門を新たに建てて。この冬嚴寒のため瓦葺きを行わす。		○	○	○	○
23 貞享2年春	城米千石預かり代官都築長左衛門に渡す。多計郭倉庫に納める。		○	○	○	○
24 貞享2年夏	大主(信興)帰城。		○	○	○	○
25 貞享2年4月22日	夜半、真鍋喜応寺觀音堂より火災。本尊堂・臼井の屋根禿然らず焼失。		○	○	○	○
26 貞享2年3月	二ノ郭馬場南方、疊上の小竹を切り土塁を補築し兵庫口に続ける。		○	○	○	○
27 貞享2年5月	砲術訓練のため中貫に赴く。真鍋坂で非人に会い、忍ばざる心を感じその事を聞く。非人曰「9歳の時、大坂落城により軍卒に誘拐され牢獄に来る。勘兵衛の僕となる。主は今三代目の某の御勤務を勤める。怠る事無く70過となる。勤耕苦しご起居も人に見られかから、主僕共に懲労した事に感じ入り役人に命じて牢獄の故旧を問わせると、非人の言うおりであった。これにより、食糧を主人に賜らせ、この者に非人を生涯養わせた。」	「愚按するに、(信興)公は去歲孝子を扶持し、今年飢人を救い、近世聽こよと稱なり、齋王覺わん手を見るに忍ばず、況んや人間をや。伯奇は覆霜の勞と顧みず、賢者すら筆策に譏す。況んや土民をや。疑うらばは公衆民斯(の如からん)事を欲したまう。惜しむは野人これを知らざるなりや。實は公の茲に万年ならん事をや。然らば則ち徳風國を和して万世易からん」	○	○	○	○

大久保A本	関本	本間本	旧土浦図書館本	土浦市立博物館本	小林本	色川本	色川本写	中川本	五十嵐本	飯塚A本	飯塚B本	飯塚C本
△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○							

年代	事項	祐鏡による評価	前沢本	岡田本	丸山(松井)本	大久保日本
28 貞享2年6月	領内の夫役を集めて新たに簀子橋の外に角馬出を築かせる。田町口に新たに虎口の土居を築かせる。夫役米を賜り業を施す。		○	○	○	○
29 貞享2年7月	城内の神木に赤鉛を用いて双股を纏わせ、これに預からせ開=(制刀)を防がんとする		○	○	○	○
30 貞享2年7月25日	江戸へ発駕。		○	○	○	○
31 貞享2年7月	本町の橋腐朽ため新たに掛ける。		○	○	○	○
32 貞享2年7月	良方二ノ郭に予め盾を納める倅を造らせる。これを盾蔵といふ。その際新たに土塁を築き東方に聚く。		○	○	○	○
33 貞享2年2月6日	永国村大聖寺失火。堂皆灰燼す。信興、その不慮の災いを痛んで材木50本を与え住職これに賜う。衆力により9月に造成される。		○	○	○	○
34 貞享2年正月	城において例年の祈祷あり。		○	○	○	○
35 貞享3年2月	真鍋口に馬出の土塁を築く。私はは黄金をもって変える。高津口も同様。役夫に米などを与えること前のごとし。二ノ郭北方に亀ノ井郭と号する。その北方の小竹敷を皆土塁にする。同所下には水口があるためかて水門を造り、その辺りに土塁・水門の齋を新たに造る。同所より搦手脇まで、同所城米庫の裏、皆竹敷を切り、旧塁を増築して新たに塁型をなす。城から亀ノ井郭に出る門は加数味(霞)門という。旧来より要害なし。故に新たに塁を構える。		○	○	○	○
36 貞享3年5月	東嶽山において殿有院法事あり。信興、屏風坂口に勤番のため、例年の帰城は遅延。		○	○	○	○
37 貞享3年5月	上の御前厄祈祷のため、瀧泉寺に不動護摩供十七日二十一座を修行する。伴僧、これにより新たに護摩堂を客殿の東南に造らせる。瀧泉寺、修内十七箇日夜禁足して自齊する。その修料として瀧泉寺は黄金1両を賜る。修行が終わるとまた白銀20両を賜る。故に祐鏡は謝札として江戸へ馳せ参じ館下に到る。信興より謝言あり。		○	○	○	○
38 貞享3年9月	前のごとく修行。作法修料は前のごとし。		○	○	○	○
39 貞享3年12月中旬	前のごとく修行、作法修料は前のごとし。修行後、祐鏡は江戸へ赴き、信興の館に赴きお札を獻上する。信興の対願があり、謝言常と異なる。祐鏡は賤を許され白銀30両を賜る。この年の信興は勤役のため帰城なし。		○	○	○	○
40 貞享4年正月9・10日	例年のごとく城にて祈祷あり。		○	○	○	○
41 貞享4年正月	上厄年のため13日よりまた修法始める。作法修料は前年どおり。		○	○	○	○
42 貞享4年5月6日	信興帰城。		○	○	○	○
43 貞享4年5月9日	また上の祈祷あり、17日間。信興自ら道場に参拝。その中に太刀目録を持って参拝。結願の日に再度参拝。修料前年どおり。		○	○	○	○
44 貞享4年5月18日	信興、上の祈祷のため筑波に参詣。		○	○	○	○
45 貞享4年5月27日	霞門の橋渡し始める。		○	○	○	○
46 貞享4年5月	多計郭の方角に新たに土塁を築く。		○	○	○	○
47 貞享4年6月2日	信興、瘧疾を患う。18日に寒熱止む。		○	○	○	○
48 貞享4年夏	穴塚村に強盗あり投獄する。桎梏の上江戸へ送る。		○	○	○	○
49 貞享4年7月25日	信興、江戸発駕。		○	○	○	○
50 貞享4年9月	上の祈祷。凡そ17日前のごとし。修行が終わって江戸へ赴く。信興と対面し銀50両を賜る。		○	○	○	○
51 貞享4年9月21日	例月の祈祷があり登城。		○	○	○	○
52 貞享4年10月12日	信興、大坂城代となり、1万石加禄。		○	○	○	○
53 貞享4年10月23日	土浦に土屋政直が再度入城。老中を賜る。		○	○	○	○
54 貞享4年11月10日	城の引渡し。信興、土浦在城凡そ6年。		○	○	○	○

本表は「土浦城記」(国立国会図書館[尾代弘賢]本)の内容を基に作成した。諸本の掲載順は【表1】に依拠している。なお辻家本は天和2年までの記述であるため記載していない。

※1 祐鏡が著している旨は省略されている。

※2 記述内容が大幅に省略され、修築・新設の事象が記述されるのみ。

※3 記載はされているものの、年代が異なる。

ていた。これを耳にした藩の監察使は、賞賛すべき人物

であると信興に進言した。これにより、信興は老母に一

生涯の扶持と夏冬衣服を与える、長兵衛に黄金五両を与える

この逸話に対し、祐鏡は次のように記している。「隣里遠

村挙家奉称慈君、非苟有徳君子、其孰能之、乎故錄此以

留于耳底矣」。信興の行いに対し、山本村の近隣はもちろん、遠方の村々の人々も、信興を「慈君」と賞賛した。

このことを取り上げた祐鏡は、万が一にも信興が徳のある君子でなければ、誰を有徳と認めればよいのかと訴え、記録をすることで耳底に留めたいと主張している。

二七も類似した話である。砲術の訓練に赴いた信興が、道端で只ならぬ気配をもつ非人と出会う。話を聞くと、この者は大坂の陣に伴う混乱から誘拐され、宍塙村（現土浦市宍塙）へやつってきたと述べた。そしてこの村の勘兵衛という百姓の下で下僕として働いていた。主は三代目となり、自身は七〇歳を超えた。しかし農耕に行きづまり、主人共々困り果ててしまつた。そのため主人の家を出奔し、城下にやつて来て糊口を凌いでいると述べた。この話に感じ入った信興は、宍塙村へ赴き話を確認した。

その上で主人にあたる者に食糧を与え、この非人を生涯

養わせたと記されている。

この話を祐鏡は次のように評価している。

愚按 公去歲扶持孝子今年被救餓人、近世稀聽矣、

齋王不忍見釁手⁽²⁷⁾、況人間乎、伯奇不顧覆霜之勞賢

者褒筆策況士民乎、疑 公欲衆民如斯惜哉野人也、

不知之冀公之万年于茲哉、然則德風和國万世易乎
前年に「孝子」に扶持を与え、今年は飢餓人を救つたという話は、近年稀であると評価している。そして、普く人々がこの行いを知らないことを嘆いたのである。

三三では永国村（現土浦市永国）の大聖寺が焼失したため、住職に材木五〇本を与えた事を特筆している。ただし、ここに祐鏡の註記はない。

以上の事例を概観すると、祐鏡が描く松平信興は、身分を超えて人々に接する、明君的人物である。事の真偽は不明だが、道行く人や家臣の話を聞き、内容に応じて褒美を与える、稀に見る有徳の人物として描かれている。そして祐鏡は、このような信興の事績が忘却されていくことを嘆いたのである。

それでは、この人物像は後世に継承されたのか。前述のとおり、祐鏡が記した信興の逸話や瀧泉寺の事項は、

II・IIIの写本では抜け落ちている。そのため祐鏡が伝えようとした信興の人物像が継承されたとは言い難い。それでは、何故信興の明君的逸話（位置付け）は失われたのか。

5 風化する松平信興の功績と瀧泉寺由緒

【表4】を確認すると、屋代本の記述と合致するのは、前沢本、岡田本、丸山本、大久保B本の詳述本四冊である。一方で全体を俯瞰すると、同様あるいは概略が記されているのは、松平信興の土浦城入城（天和二年二月）、松平家の入部（同三年二月）、家臣山本菅助に命じた土墨普請（天和四年・貞享元年）、信興の転封と土屋政直の再封（貞享四年）、の四点である。

このうち、詳述本以外の写本にも掲載されている内容は、【表4】からも分かることおり、土浦城の変遷に関するものが多い。続いて瀧泉寺に関係する話が掲載されている。その一方、信興の功績や明君的逸話は削られている。前節でみた一七・一八・二七・三三は、詳述本以外では、いずれの写本でも確認できない。無論、祐鏡による註記

も記されていない。

このように、土浦城に関する事象を書き継ぐ中で、城主個人の功績に関わるエピソードは削られたと考えられる。

それでは、松平信興の逸話や瀧泉寺由緒の一部を削りながら書き継がれた『土浦城記』は、どのように利用されたのか。結論を先に述べると、『土浦城記』は史書・地誌として利用されることで、城主個人、すなわち松平信興の逸話が除かれたと考えられる。

この様相は、後に作成された『土浦城記』の諸本を確認することで類推できる。現存する諸本の中には、『土浦城記』以外に、土浦城の歴代城主に関する記述や、地誌「新編常陸国誌」とともに写される例が確認できる。以下二つの例を確認しておきたい。

まずは飯塚B本「土屋氏本性并土浦御城由来記」を取り上げる。本書前半は、土浦藩土屋家の履歴、特に金丸姓に始まる武田氏家臣時代から、土浦藩土屋家三代陳直までの履歴を叙述している。そして後半には元文元年までの『土浦城記』の写しが合わせて収載されている。しかし【表4】を確認すると、本書の中で松平信興時代の

事績は城の修築のみに留まり、信興の逸話は大幅に省略されている。

本書の内容から窺える特徴は、次のようになろう。すなわち、写本を作成した時の城主であつた、土屋家の事績を叙述し書き留めた。そしてその居城である土浦城の歴史を知る史書として、『土浦城記』を引用したと考えられる。ただし、本書には土屋家の功績が特段追記された形跡はなく、意図的に内容を添削して書き写した可能性は低い。したがつて、この時に写された『土浦城記』は、すでに元文元年までの内容がまとめられていた上に、信興時代の記述は大幅に省略されていたと考えられる。

さて、もう一つの事例として、小林本『土浦城記』を確認する。これは明治三一年の作成であり、数ある写本の中でも時代が下つてから作成されたものである。また本書は、『土浦城記』・『土浦城主代々』・『新編常陸国誌抄』

(土浦の項) から構成されている。「土浦城主代々」は歴

代の土浦城主を書き上げた一覧であり、『新編常陸国誌抄』は常陸国の地誌『新編常陸国誌』から土浦の項目を抜粋したものである。『土浦城記』については貞享四年までの内容が書き写されている。このうち、松平信興時代の記

述は城の修築のみに留まり、信興の逸話を含む城以外の内容は大幅に省略されている。つまり、本書における『土浦城記』の位置付けは、土浦及び土浦城の歴史を知る上で参照する書物であつたと考えられる。

以上、本章では『土浦城記』が、土浦及び土浦城の歴史を参照することを目的として用いられたことを指摘した。一方、そこでは城の歩みに特化して写される傾向がみられ、城との関係性が薄い項目が削られていた。その項目に該当するのが、松平信興の逸話や瀧泉寺の由緒であつた。すなわち、『土浦城記』が土浦城や土浦地域の歴史を叙述するものとして利用が拡大するなかで、本来、著者祐鏡が意図していた瀧泉寺の由緒や松平信興に関する逸話は、書き写されなくなつていつたと考えられる。

おわりに

以下論点を再度まとめた上で、本稿の位置付けを試みたい。

①瀧泉寺住職が『土浦城記』を記した意義
瀧泉寺住職の祐鏡は、天和二年までの巻、貞享四年ま

での巻の二冊を著し、土浦城の来歴を叙述した。ただしこれは、純粹に城郭の歩みを記したものというよりは、

むしろ城及び城主の来歴とともに、瀧泉寺が歴代城主、特に松平信興時代までに得てきいた恩恵を継承するために記されたと考えられる。また、祐鏡が、松平信興の逸話が忘却されることを憂いた点も見逃す事はできない。すなわち、『土浦城記』執筆の目的は、瀧泉寺の由緒や松平信興の逸話・功績を、後世へ受け継ぐことについたと考えられる。その意味において、本書は土浦城の歴史書や伝来記ではなく、寺院由緒としての性格を持つ書物であったと考えられる。

②寺院由緒の史書的利用——瀧泉寺・松平信興の希薄化——

『土浦城記』は、複数の写本が作成され、最終的には元文元年までの内容が記録・書写されるに至った。成立当初に近い姿を残す写本も作成される一方、当初の意図とはやや性格を異なる利用がなされた。それは土浦城や土浦という地域の歴史を知るためにこの書物が繰り返し利用された、ということである。

このように、祐鏡の執筆意図と異なる利用を目的とした写本が作られる中で、土浦城や土浦の地域とは直接関

係しない点、すなわち瀧泉寺の由緒や松平信興の逸話が削られていったと考えられる。

最後に本稿の位置付けを述べておきたい。冒頭で触れたとおり、これまでの研究成果では、先祖・藩主らが顕彰されるツールとして、書物や記録類、さらには史蹟記念碑などを用いることが明らかにされてきた⁽²⁸⁾。今回取り上げた『土浦城記』も、祐鏡が意図して執筆した時点では、この位置付けに添うものであった。

一方で、『土浦城記』は受容される過程で、利用目的が変化した。地誌・史書として利用されるなかで、内容の一部が削られ、時に忘却された。すなわち、本来の意義と異なる利用をされるなかで、『土浦城記』には新たな意義が見出されたことになる。

『土浦城記』が地誌・史書として受容・流通し始めたのは、近世中期以降のことと考えられる⁽²⁹⁾。この時期には、過去に関する関心が高まり、日本各地で家や地域に関する著作が作成されている⁽³⁰⁾。また、一八世紀中後期から一九世紀初頭にかけては、先祖顕彰が盛んに行われた時期とされ、それをめぐる様々な書物や古文献、伝承・伝説が発掘され、大量に溢れた時代とも評価されている⁽³¹⁾。こ

の流れ中で『土浦城記』は地誌・史書として「発掘」され、受容・流通したと考えられる。一方で、そのような関心の高まりは、『土浦城記』に記された城主の逸話を風化させた。新たな視点による捉え返しは、伝承や由緒などの要素を薄めることに繋がったのである。このように、忘却されていく要素と価値観の転換についても、今後の分析視点の一つとしていくべきであろう。その上で、どのような要素が風化していくのか。その傾向が明らかになる中で、新たな歴史像を展開することが期待できる。

【註】

- (1) 補陀樂迦山觀音院と号し、本尊は十一面觀音。開山は応永一三年（一四〇六）に大岩田法泉寺の祐尊またはその弟子興誉とされる。当初は土浦城下の勝軍木郭にあつたが、元和五年（一六一九）藩主西尾忠永が鷹匠町に移動させた。
- (2) 屋代弘賛写『土浦城記』天・地（『輪地叢書三』のうち。国立国会図書館所蔵）。
- (3) 土浦市史編さん委員会編『土浦市史』（土浦市史刊行会、一九七五年）。『土浦市史』では『土浦城記』について室

町時代に関する記述については伝説的なものが多く信憑性は低いと指摘しながらも、近世初期の記述や、土屋氏が歴代藩主を務めるようになる貞享四年までの事項については『土浦城記』に依拠している。

- (4) 岩崎宏之「『土浦城記』について」『常総の歴史』二、一九八八年）。

（5） 岩崎前掲論文『土浦城記』について」。

（6） 地誌編纂に関する研究は、白井哲也『日本近世地誌編纂史研究』（思文閣出版、二〇〇四年）、岩橋清美『近世日本歴史意識と情報空間』（名著出版、二〇一〇年）などの成果がある。また引野享輔「江戸時代の地誌編纂と地域意識」（『歴史評論』七九〇、二〇一六年）では、地域意識に軸足を置きながら地誌研究の成果をまとめている。

- （7） 史書編纂については、高橋章則「近世後期の歴史学と林述齋」（『日本思想史研究』二一、一九八九年）、羽賀祥二「史蹟論—十九世紀日本の地域社会と歴史意識—」（名古屋大学出版会、一九九八年）、岸本覚「近世後期幕府の歴史・地誌編纂と池田冠山」（『鳥取地域史研究』九、二〇〇七年）、平野仁也「近世における史書編纂と『朝野旧聞裏藁』」（『日本史研究』六七五、二〇一八年）などがある。

(8) 由緒論に関しては、その牽引役であつた山本英二氏により研究史の整理がなされている（「日本中近世史における由緒論の総括と展望」、『歴史学研究』八四七、二〇〇八年）。以下、研究史の整理は氏の論文に依るところが大きい。

(9) 大友一雄「献上役と村秩序—勝栗献上をめぐつて」（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和六一年度、一九八〇年）、井上攻「増上寺領村々の由緒と諸役免除闘争」（『日本史研究』三三四、一九八九年）。

(10) 山本英二「甲斐国『浪人』の意識と行動」（『歴史学研究』六一三、一九九〇年）、落合延孝「猫絵の殿様」（吉川弘文館、一九九六年）、久留島浩「村が『由緒』を語るとき—「村の由緒」についての研究ノート」（久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団—由緒と言説』、山川出版社、一九九五年）などの成果がある。

(11) 羽賀前掲書『史跡論—一九世紀日本の地域社会と歴史意識』、岸本覚「長州藩における藩祖顕彰と藩政改革」（『日本史研究』四六四号、二〇〇一年）、同「近世後期大名家における由緒」（『歴史学研究』八二〇、二〇〇六年）、同「近世後期における歴史編纂事業と祖先顕彰」（『歴史学研究』九五九、二〇一七年）、友田昌宏「近世・近代移行期における藩主像の変容と君臣関係—米沢藩を事例

として—」（『歴史評論』八〇三、二〇一七年）、渡辺浩一「記憶の創造と編集—日本近世の近江八幡を事例に—」（『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』五、二〇〇九年）などが挙げられる。

(12) 岩橋清美「近世後期における歴史意識の形成過程」（『関東近世史研究』三四、一九九三年）、岸本前掲論文「近世後期における歴史編纂事業と祖先顕彰」。

(13) 小関悠一郎『明君の近世 学問・知識と藩政改革』（吉川弘文館、二〇一二年）。

(14) 佐藤宏之「読み継がれる越後騒動—「越後騒動通夜物語」と「越後騒動日記」—」（『一橋論叢』一三四（四）、二〇〇五年）、同「読み継がれる越後騒動（続）」（『書物・出版と社会変容』一、二〇〇六年）。

(15) 雨谷昭編修『土浦関係中世資料集 上巻』（土浦市立博物館、二〇一五年）、六七頁。

(16) 若泉氏の出自はこれまで不明であったが、高師冬の小田征伐において従軍した別府幸実の軍忠状に若泉太郎次郎の名が確認できた（康永三年二月「別府幸実軍忠状」（国立国会図書館所蔵集古文書二四））、雨谷昭編『土浦市史資料集土浦関係中世史料集 上巻』（土浦市立博物館、二〇一五、二一三～二一四頁）。直接的な関係は明らか

ではないが、この軍勢催促において従軍した若泉氏が土着したものと考えられる。なお若泉氏は武藏武士団兜玉

党委の一家であり、庄氏と血縁的に近しい関係にある。以

上の点は、糸賀茂男氏の指摘に依る。詳しくは「中世『土

浦』の史的風景」（『土浦市立博物館第四一回特別展展示

図録 土浦城—時代を越えた継承の軌跡』、土浦市立

博物館、二〇二〇年収載）。

（18） 「寛永諸家系図伝」、「寛政重修諸家譜」、「常陸志料」、「土

浦城記」などが挙げられる。

（19） 土浦城の詳細は、前掲『土浦市立博物館第四一回特別展展示図録 土浦城—時代を越えた継承の軌跡』を参照のこと。

（20） 甲州流軍学の影響は土浦城の縄張研究でも指摘されている（高田徹「土浦城の構造—縄張り復元の基礎的検討を中心にして」、『土浦市立博物館紀要』一五、二〇〇五年）。

その後山本家文書の存在が確認され、土浦城の普請にも影響を及ぼしていることが確認された（山梨県立博物館監修・海老沼真治編『山本菅助の実像を探る』戎光祥出版、二〇一三年。海老沼真治「土浦城と山本菅助」、『土浦市立博物館第四一回特別展展示図録 土浦城—時代を越えた継承の軌跡』、土浦市立博物館、二〇二〇年収載）。

（21） この点については岩崎宏之氏も指摘している。特に氏は松平信興との繋がりを土屋氏に主張するものとして捉えている。（岩崎前掲論文「『土浦城記』について」）。

（22） 『土浦市史』（土浦市史刊行会、一九七五年）、四〇九頁。

（23） 『土浦城記』（辻家本・国会図書館屋代本ほか）の元和五年の記述にある。

（24） 岩崎前掲論文「『土浦城記』について」、六二頁。

（25） 岩崎前掲論文「『土浦城記』について」、六二頁。

（26） 岩崎前掲論文「『土浦城記』について」、六二頁。

（27） 国会図書館屋代本は「手」、岡田家本は「牛」、前澤家本は「牛」とあるが、いずれとも判然としない。なお国会図書館屋代本は「釁キン手ヲタモ」と訓読されているが、文意が通らない。一方、岡田家本は「釁牛」、前澤家本は「釁牛」で一語としている。比較するに、「釁牛」ないし「釁牛」と考える方が適切であろう。

（28） 羽賀前掲書「史蹟論—十九世紀日本の地域社会と歴史意識」、岸本前掲論文「近世後期における歴史編纂事業と祖先顕彰」、小関前掲書「明君の近世」、引野前掲論文「江戸時代の地誌編纂と地域意識」などの成果がある。現存する写本のうち、書写年代が明確なもののは上限が宝暦七年（一七五七）であること、元文元年までの記述が追記されていることなどの理由がある。

(30) 羽賀前掲書『史蹟論—十九世紀日本の地域社会と歴史意識—』、平野前掲論文「近世における史書編纂と『朝野旧聞袁藁』」。

(31) 岸本前掲論文「近世後期における歴史編纂事業と祖先顕彰」。